



令和6年7月5日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和5年（ネ）第2517号 損害賠償請求控訴事件

（原審 大阪地方裁判所令和4年（ワ）第729号）

口頭弁論終結日 令和6年5月24日

5

判 決

大阪市北区梅田一丁目1-3大阪駅前第3ビル23階7-3

控訴人（一審被告） 特定非営利活動法人大阪生涯学習推進協議会

同代表者理事 一 井 真 理 子

東京都渋谷区代々木神園町3番1号

10

被控訴人（一審原告） 独立行政法人国立青少年教育振興機構

同代表者理事長 古 川 和

同訴訟代理人弁護士 津 田 和 彦

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

15

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

20

第2 事案の概要

1 事案の要旨

25

本件は、文部科学省所管の独立行政法人である被控訴人（以下「一審原告」という。）が、交付要綱に基づき控訴人（以下「一審被告」という。）に交付した「子どもゆめ基金助成金」につき、不適切な経理処理が発覚して交付決定の取消事由が生じたとして、一審被告に対し、上記要綱に基づき、①上記助成金相当額合計333万1257円、②別紙の「支払額」欄記載の各金額に対す

る「支払日」欄記載の各年月日から支払済みまで年10.95%の割合による加算金及び③別紙の「支払額」欄記載の各金額に対する平成31年4月5日から支払済みまで年10.95%の割合による延滞金の各支払を求めた事案である。

5 原審は、一審原告の請求は理由があるものとしてこれを認容する判決をしたので、一審被告がこれを不服として控訴を提起した。

2 前提事実（争いのない事実並びに下記掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

10 (1) 一審原告は、文部科学省所管の独立行政法人であり、青少年教育の振興及び青少年育成を図ることを目的としており、事業の一環として青少年教育団体が行う活動に対する助成があるところ、「子どもゆめ基金助成金」（以下「本件助成金」という。）の交付は、その交付に関して必要な事項を定めるところの「子どもゆめ基金助成金交付要綱」（以下「本件要綱」という。）に基づき行われている。

15 (2) 一審被告は、特定非営利活動法人として、子どもに対する各種教育活動を行っている。

20 (3) 一審原告による本件助成金の交付にあたっては、受給団体から申請された事業内容の審査を経て、交付決定額の6割が実際の活動前の概算払いとして支払われるが、受給団体は、実際の活動に基づく実績報告書（本件要綱17条）を領収書添付の上で提出し、これをもとに交付金額が確定され、概算払額との精算が行われる。

25 本件要綱19条1項に定める取消事由があるときは、一審原告は、交付金額確定前だけでなく確定後であっても（同条2項）、交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、受給団体は、本件要綱20条1項に基づき交付金額相当額を返還する義務を負うとともに、同21条1項に基づく受領の日から納付の日まで年10.95%の割合による加算金及び同条3項(1)に基づく

返還命令による納付期限の翌日から納付の日まで年10.95%の割合による延滞金の支払義務を負う。

本件要綱19条1項に定める7項目の取消事由のうち、(1)には「助成金の交付の申請、計画変更及び実績報告等の手続きについて虚偽の申告、不正の事実があった場合」（以下「本件取消事由」という。）と定められている（甲1）。

(4) 一審原告は、一審被告に対し、別紙の「活動名」欄記載の各活動に対する助成金として、「支払日」欄記載の各年月日に、「支払額」欄記載の各金額を交付した（以下、併せて「本件助成金交付決定」という。）。

本件助成金交付決定の日は、平成29年3月30日（甲2の1ないし2の4）、同年8月3日（甲2の5・6）、平成30年4月2日（甲2の7ないし2の9）である。

(5) 一審原告は、平成31年3月14日、交付の取消しの理由として「助成活動完了後に提出する実績報告書において、不適切な経理処理があった事実が認められたため」として、一審被告に対し、本件要綱19条1項又は2項に基づき、本件助成金交付決定を取り消す旨の通知をする（甲4の1ないし4の7）とともに、本件要綱20条1項に基づき、請求書発行日翌日から20日以内である同年4月4日を納付期限として、本件助成金相当額の返還を求めた（甲5の1・2、6の1ないし6の9、7の1ないし7の9）。

3 争点に関する当事者の主張

(1) 本件取消事由の存否

ア 一審原告の主張

一審原告において、一審被告の活動状況、特に経理状況を調査するため、領収書作成名義人にアンケートを実施し、うち19名から、実績報告書に添付された領収書の記載と実際の支払金額や支払年月日が異なっているとの回答や、金額が支払われていない空領収書であるとの回答を得ており、

うち9名の回答内容を書証として提出しているところ、以上によれば、一審被告の不適切な経理処理が存在しており、本件要綱に定める本件取消事由が存在する。

イ 一審被告の主張

一審被告の調査によれば、全部又は一部の未払の可能性のある領収書は全体の約1.4%と推定でき、支払年月日が異なる可能性のある領収書は全体の約0.2%と推定できるところ、わずかな割合の単純かつ軽微な過誤があるにとどまり、一審被告の経理処理が「不適切」という評価を受けるものではないから、本件取消事由には該当しない。

(2) 信義則違反又は権利濫用の成否

ア 一審被告の主張（抗弁）

前記(1)イで述べたところからすれば、一審被告における経理処理のわずかな割合の単純かつ軽微な過誤の存在を理由として、本件助成金交付決定を取り消して本件助成金相当額の返還を求めることは、信義則に反し、又は権利の濫用であって許されない。

イ 一審原告の主張

本件助成金の交付は、受給団体からの申請を受けてその支援をするものであって、何らかの対価として支払うものではないから、一審被告において不適切な経理処理が存在する以上、一審原告が本件要綱に基づき本件助成金相当額の返還を求めることは当然であり、信義則違反にも権利濫用にも該当しない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実並びに下記掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下のとおり的事实が認められる。

(1) 本件要綱2条では、本件助成金の交付の目的として、概ね18歳以下の子

の自然体験活動の振興を図る活動等の民間の諸活動を支援し、子の健全な育成の一層の促進を図るものであると定められている。

そして、本件助成金交付の対象及び本件助成金の額については、本件要綱3条1項において、上記目的に沿う活動を限定するとともに、その活動を実施するために必要な経費のうち、助成対象として認める経費につき、一審原告の予算の範囲内で本件助成金として交付するものと定められており、予算の財源についても、国からの予算措置及び民間からの寄付金による運営費とされている（以上、甲1、弁論の全趣旨）。

(2) 一審被告は、平成21年8月5日に設立され、全部事項証明書上は唯一の理事である一井真理子（以下「一井」という。）が代表者として活動してきており、一審原告に対して提出する書類の作成は一井が行ってきていた（甲15、乙5、弁論の全趣旨）。

(3) 一審原告において、平成29年以降に実施した調査（甲13の1ないし13の9）及び平成31年1月に実施した調査（甲3の1ないし3の9）の結果、別紙の「不正の内容」欄記載のとおり、実績報告書添付の領収書とは異なり活動に参加していない者に対して謝礼や交通費等が支払われた件、上記領収書上は記載金額が支払われたことになっているのに実際には記載金額が支払われていない件、上記領収書記載の支払日と実際の支払日とが異なる件が、9回あった活動中6回の活動においてそれぞれ複数存在することが明らかとなった。

2 本件取消事由の存否

(1) 前記前提事実及び認定事実によれば、本件要綱に基づく本件助成金の交付は、私人間の私法上の合意である一種の贈与契約に基づく給付であるが、その贈与契約は本件要綱に基づくものであって、本件要綱は、本件要綱19条1項に定める取消事由があるときに助成金交付決定を取り消して助成金の返還を請求できる旨を定めているから、上記贈与契約は、本件要綱19条1項

に定める取消事由に該当することを解除条件とする贈与契約であると解されることになる。

そして、前記認定のとおり、本件助成金交付の目的は、子の健全な育成の一層の促進を図るための民間の諸活動を支援することにあつて、交付の対象は上記目的に沿う活動に限定され、一審原告の限られた予算の範囲内で交付されるがその予算の財源も国からの予算措置や民間からの寄付金に由来しているというのであるから、不適切な経理処理があつた場合においては、その金額、割合の多寡にかかわらず、助成金交付決定の取消事由が存在するものと判断することは妨げられないというべきである。

(2) これを本件についてみると、前記認定のとおり、一審原告が指摘する一審被告提出の実績報告書添付の領収書において認められた不適切な経理処理の内容は、単なる領収書の記載の形式的不備ではなく、支払われる理由のない人に支払がなされたり、あるいは支払を受けなければならない人に支払がなされていなかったりという重大な問題であり、およそ単純かつ軽微な過誤といふことはできない。

したがって、仮に、一審被告が主張するとおり上記のような不適切な経理処理の全体に占める割合が小さいものであつたとしても、上記事實は、本件要綱19条1項(1)の「実績報告等の手続きについて虚偽の申告、不正の事実があつた場合」に該当し、本件取消事由が存在するものと認められるべきである。

3 信義則違反又は権利濫用の成否

前記2の認定説示のとおり、本件助成金交付の目的や財源の公的な趣旨に照らし、また、不適切な経理処理の内容が重大な問題であつて、単純かつ軽微な過誤とはいえないことを考え併せると、仮に、一審被告が主張するとおり不適切な経理処理の全体に占める割合が小さいとしても、一審原告が本件取消事由の存在を主張して本件助成金相当額の返還を求めることが、信義則に違反する

とは認められず、またその権利を濫用するものとも認められない。

したがって、一審被告の上記主張は採用できない。

4 まとめ

以上によれば、一審原告の一審被告に対する、本件要綱19条1項又は2項
5 の助成金取消事由該当を理由とする本件要綱20条1項に基づく、別紙の「支
払額」欄記載の合計333万1257円の返還請求、これを前提とする同21
条1項に基づく上記「支払額」欄記載の各金額に対する「支払日」欄記載の各
年月日から支払済みまで年10.95%の割合による加算金の支払請求、同条
3項(1)に基づく上記「支払額」欄記載の各金額に対する納付期限の翌日である
10 平成31年4月5日から支払済みまで年10.95%の割合による延滞金の支
払請求には、いずれも理由があるものと認められる。

5 結論

したがって、一審原告の請求は理由があるから認容すべきところ、これと同
旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとする。

よって、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官

森 崎 英 二

裁判官

久 末 裕 子

5

裁判官

山 口 敦 士

別紙

活動実施日	活動名	支払額	支払日	助成決定	不正の内容	取消決定	返還命令
平成29年5月27日	第3回おじいちゃんおばあちゃんと童謡唱歌と昔遊び体験活動	¥222,000 ¥148,000	平成29年4月28日 平成29年8月15日	甲2の2	活動に参加していない者に対して謝礼等が支払われた。(甲3の3、13の3の3~13の3の5)	甲4の2	甲5の1
平成29年7月30日 ~	親子でPOP体験!作って描いてみんなで遊ぼう	¥388,000 ¥113,248	平成29年4月28日 平成29年12月15日	甲2の4	領収書発行者に対して領収書記載の金額を支払っていなかった。(甲3の5、13の5) 活動に参加していない者に対して交通費が支払われた。(甲3の8、13の8の2)	甲4の4	甲5の1
平成29年11月7日	絵本でわくわく!背中じゃキッ!いちどに絵本と姿勢改善体験活動	¥246,000 ¥129,475	平成29年9月15日 平成30年2月28日	甲2の6	活動に参加していない者に対して謝礼等が支払われた。(甲3の8、13の8の6、13の8の7)	甲4の6	甲5の1
平成29年12月23日 ~	英語で道案内体験活動	¥449,478 ※	平成29年4月28日	甲2の1	領収書発行者に対して領収書記載の金額を支払っていなかった。(甲3の1、3の6、13の1の3、13の1の4、13の6の1、13の6の2) 実際の支払日と領収書に記載された領収日が異なった。(甲3の1、13の1の1、13の1の2) 活動に参加していない者に対して謝礼等が支払われた。(甲3の3、13の3の1、13の3の2)	甲4の1	甲5の1
平成30年3月10日	第2回おじいちゃんおばあちゃんと童謡唱歌と昔遊び体験活動inほくせつ	¥300,000	平成29年6月30日	甲2の3	領収書発行者に対して領収書記載の金額を支払っていなかった。(甲3の6、13の6の3、13の6の4) 活動に参加していない者に対して交通費が支払われた。(甲3の8、13の8の1)	甲4の3	甲5の1
平成30年3月21日	親子でマジック!わくわく体験活動	¥246,000 ¥35,056	平成29年10月31日 平成30年11月15日	甲2の5	活動に参加していない者に対して謝礼等が支払われた。(甲3の3、3の6、13の3の15、13の6の5、13の6の6) 領収書発行者に対して領収書記載の金額を支払っていなかった。(甲3の8、13の8の4、13の8の5)	甲4の5	甲5の1
平成30年5月26日	第4回おじいちゃんおばあちゃんと童謡唱歌と昔遊び体験活動	¥420,000	平成30年5月15日	甲2の7		甲4の7	甲5の2
平成30年7月31日	絵本でわくわく!背中じゃキッ!いちどに絵本と姿勢改善体験活動	¥198,000	平成30年5月31日	甲2の9		甲4の7	甲5の2
平成30年11月17日	おじいちゃんおばあちゃんと童謡唱歌と昔遊び体験活動in池田	¥436,000	平成30年7月31日	甲2の8		甲4の7	甲5の2
	合計	¥3,331,257					

※ 精算後の金額である。

これは正本である。

令和6年7月5日

大阪高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 大西 泰

